

議案第60号

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年8月30日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（給与からの控除）

第7条の2 法第25条第2項の規定により、次の各号に掲げるものは、給与の支払をする際フルタイム会計年度任用職員の給与から控除することができる。

- (1) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく群馬県市町村職員共済組合が行う貯金の積立金及び貸付けに係る償還金
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

第20条の次に次の1条を加える。

（報酬からの控除）

第20条の2 第7条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員の報酬からの控除について準用する。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。